

各 所 属 長 殿

島 交 企 甲 第 1 9 5 4 号
令 和 元 年 1 1 月 2 1 日
保存期間 5 年
最終改正 令和3年7月26日

島 根 県 警 察 本 部 長

原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認について（例規通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）の一部は、本年12月1日から施行されることとされており、その施行に伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第108号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号。以下「改正府令」という。）等が本年9月19日に公布され、本年12月1日から施行される。

改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第1条第2項第1号の規定により原動機を用いる小児用の車について警察署長が行う確認（以下「確認」という。）の手續等については、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 確認の手續

(1) 申請の手續等

確認は、車体の大きさの基準（府令第1条第1項第1号に定める基準をいう。以下同じ。）に適合しない原動機を用いる小児用の車の利用者から、所轄警察署長（府令第1条第2項第1号に定める通行の場所を管轄する警察署長をいう。以下同じ。）に対し、確認申請書（様式第1号）の提出があった場合に行うものとする。

(2) 審査の方法

申請に係る利用者が原動機を用いる小児用の車を特定の経路を通行させることその他の特定の方法（以下「特定の通行方法」という。）により通行させることが、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて、次の書類を提出させ、当該書類の書面審査（当該書類のみでは判断できない場合においては、当該書類の書面審査並びに申請に係る小児用の車及び特定の通行方法についての实地調査）により確認の適否を判断するものとする。

ア 申請に係る小児用の車を製作し、又は販売する者が作成した当該小児用の車の車体の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

イ 申請に係る特定の通行方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることを疎明する次表の例による書類

- (例) ○ 申請に係る小児用の車が通行する経路を示す見取図
- 見通しが悪い交差点等がある場合には、申請に係る小児用の車の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある経路中の箇所において講じる安全措置（小児用の車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）が分かる書面

(3) 確認証の交付

所轄警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証（様式第2号）を交付するものとする。

2 確認証の携帯

利用者が確認に係る小児用の車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

3 確認証の返納

利用者が確認に係る小児用の車を利用しなくなったとき、又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を所轄警察署長に返納させるものとする。

4 運用上の留意事項

(1) 原動機を用いる小児用の車で車体の大きさの基準に適合しないものは、当該小児用の車を特定の通行方法によって通行させることで他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて所轄警察署長の確認を受けない限り、道路交通法上の歩行補助車等には該当しないことになることから、このような原動機を用いる小児用の車を通行させている者を発見した場合には、速やかに所轄警察署長の確認を受けるよう指導すること。

(2) 申請者に対する確認証の交付及び利用者から確認証が返納された際の受理に係る業務については、副署長、調整官、次長又は交通課長に専決をさせることができる。

様式 [略]